

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第13号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第15条」に、「第16条の2」を「第16条」に改める。

第14条第1項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円程度以上）」を加える。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第4章中第16条の2を第16条とする。

第23条の見出し中「事後の確認及び」を「住居手当の」に改め、同条中「事後の確認及び」及び「及び第16条」を削り、「第15条に規定する」を「第15条中」に、「住居手当」に、「職員の扶養親族が条例第11条第2項」とあるのは「職員が第17条第1項」に読み替え、第16条に規定する「扶養手当」とあるのは「、」に改める。

第26条第2項中「提示」の次に「又は第28条の3に規定する駐車場等の要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第27条の2第1項中「（次項）」の次に「及び第28条の2第2号」を加え、同項第1号中「第14条第6項」を「第14条第8項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第27条の3 条例第14条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円

- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第28条の2第2号中「次号において同じ」を「以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という」に改め、「同条第3項第2号に定める額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第1号」を「同条第3項第1号」に改め、同条第3号中「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額」を「1か月当たりの運賃等相当額等」に改め、「同条第3項第2号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第2号」を「同条第3項第2号」に改める。

第28条の3を次のように改める。

(駐車場等の要件)

第28条の3 条例第14条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務地の周辺又は第26条第1項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路上若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、

自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者又は条例第11条第2項に規定する扶養親族(配偶者が本市職員である場合は、配偶者の扶養親族を含む。)に料金を支払うこととなる施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

第28条の4を第28条の6とし、第28条の3の次に次の2条を加える。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第28条の4 条例第14条第4項の規則で定める職員は、第28条の2第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第28条の5 条例第14条第4項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第29条の2第1項中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは駐車場等」に改め、「変更し」の次に「、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」を、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改める。

第29条の3第1項中「第14条第6項」を「第14条第8項」に改める。

第39条第1項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「前条第2項及び第3項の規定を準用する」を「前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。ただし、条例第27条第1項又は第6項の規定の適用を受ける者については、除算を行わない」に改める。

第39条の2第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の第28条の5の規定による駐車場等に係る通勤手当の支給を受けるための届出その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。